

私有地集積所の継続利用について(特例措置)

原則は戸別収集とします。

ただし、以下の条件を満たしていただくことで、申請により、現在の集積所収集を継続することができます。また、継続する集積所については、申請により、1回限りカゴを譲渡します。

- (1) 私有地であること
- (2) 戸建住宅であること
- (3) おおむね3軒以上でグループを組めること
- (4) 三方囲いまたは、敷地内にカゴが収められること
- (5) 集積所の所有者全員の承諾が得られること
- (6) カゴを使用者全員で管理できること

※市有地集積所を使用する場合は、使用者全員で修繕及び管理することが条件になります。

【申請書について】

申請書は市HPよりダウンロードできます。
また、エコプラザ西東京ごみ減量推進課で配布しています。

※集積所使用を承諾した所有者のうち、戸別収集を希望される方に関しては、戸別収集を実施します。

○=承諾
×=承諾しない
△=承諾するが戸別収集希望



使用しない私有地の集積所について



ご要望により、不法投棄防止看板の設置等に対応します。

ごみ出しにお困りの方へ(ふれあい収集)

高齢又は障害等により、日常の「ごみ・資源物」を持ち出すことが困難な世帯に対し、玄関先等から「ごみ・資源物」を収集する【ふれあい収集】があります。

【ふれあい収集】の対象となる世帯は、「ごみ・資源物」を自ら出すことが困難であり、かつ、身近な人の協力を得ることができない世帯で「西東京市ふれあい収集事業実施要綱」で定められている世帯です。詳しくは、ごみ減量推進課にお問い合わせください。

<対象世帯要件> (令和元年10月より)

- ①介護保険法に基づく要介護状態区分が要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けた65歳以上の者だけで構成されている世帯
- ②身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の障害の程度が肢体不自由の1級又は2級の者だけで構成されている世帯
- ③その他ふれあい収集が必要な世帯

集団回収(古紙・古布類)の奨励について

集団回収登録要件

- ①団体を組織する構成員が西東京市の市民であること。
- ②資源物の回収を業として行う団体でないこと。
- ③5世帯以上の参加があること。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、その限りでない。
- ④資源物(古紙・古布類)の回収を月1回以上実施すること。

アルミ缶の回収の推奨

集団回収に登録している団体でアルミ缶とスチール缶を分別し、一定量出される集合住宅には集団回収を実施している業者が1kgあたりの単価で買取りしています。契約については、回収業者との直接契約になります。平成30年12月現在、62ヶ所の集合住宅で実施しています。

集団回収奨励金の活用事例

- **A集合住宅(160世帯)の場合**
古紙については年間約20t出している。奨励金については未回収や不法投棄の詰替え用の袋の購入費や、ごみ集積所の清掃用具の購入費に充てている。令和元年度の早い時期にアルミ缶の回収を開始する予定である。
- **B集合住宅**
古紙については年間約20t、アルミ缶については約1t出している。奨励金等及び缶の売払い金については管理費の充当や、ごみの出し方のチラシと一緒にごみ袋を配布している。
- **戸建住宅6世帯の場合**
年間で古紙1,200kg、アルミ缶40kgが回収され、奨励金等は指定ごみ袋の購入費に充て、6世帯で分配している。